

高圧ガス販売主任者届書

1 説明

販売業者（経済産業省令で定める高圧ガスを販売する者に限る。）は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状（以下「販売主任者免状」という。）の交付を受けている者であって、経済産業省令で定める高圧ガスの販売に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス販売主任者（以下「販売主任者」という。）を選任し、第 32 条第 7 項に規定する職務を行わせなければなりません。（高圧ガス保安法（以下、法という。）第 28 条第 1 項）

また、高圧ガス販売主任者を選解任したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。（法第 28 条第 3 項）

※販売主任者の選任が必要な高圧ガスについては、一般高圧ガス保安規則 72 条第 1 項／液化石油ガス保安規則 70 条第 1 項をご参照ください。

※販売主任者に必要な「販売主任者免状」及び「販売に関する経験(6 ヶ月以上)」は一般高圧ガス保安規則 72 条第 2 項／液化石油ガス保安規則 70 条第 2 項・第 3 項をご参照ください。

2 届出時期

選解任後、遅滞なく

3 様式及び添付書類例

- ・高圧ガス販売主任者届書
- ・販売主任者免状の写し
- ・経済産業省令で定める高圧ガスの販売に関する経験を証明するもの(経歴証明書) 等

4 手数料

なし。